

本館ほか消防用設備保守点検業務特記仕様書

1 業務の目的

本館ほかの消防用設備の点検を定期的を実施することにより、消防用設備を常に良好な状態に維持するとともに、障害発生時には速やかに臨時点検を実施の上、復旧対応を行うことにより、病院機能への影響を最小限に抑制する。

2 対象庁舎

委託業務の対象となる建物は、次のとおりとする。

- (1) 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
- (2) 救命救急センター 同上
- (3) 心臓脳血管センター 同上
- (4) 6階建医師公舎 延岡市愛宕町2丁目5の5
- (5) 4階3階建医師公舎 延岡市愛宕町2丁目17番地
- (6) 西小路医師公舎 延岡市西小路14-4
- (6) 看護師宿舎 延岡市愛宕町2丁目2294の1
- (7) 単身医師公舎 延岡市愛宕町1丁目3番地2号

3 業務の対象

業務の対象設備は、別表のとおりとする。

4 業務の内容

(1) 機器点検及び総合点検

機器点検は、年に2回（6月頃、12月頃）実施する。

総合点検は、年に1回（6月頃）実施する。

連結送水管の耐圧検査は、3年に1回（令和6年度）実施する。

(2) 定期点検及び定期検査

防災管理定期点検は、10月頃に実施する。

防火対象物定期点検は、12月頃に実施する。

防火設備定期検査は、6月頃に実施する。

(3) 臨時点検

業務対象機器に障害が発生した場合は、速やかに現地調査を行い、障害の復旧対応を行う。

5 特記事項

(1) 現場作業監督者の選任等

受注者は、この契約の締結と同時に、消防法、建築基準法その他関係法令（以下「法令等」という。）で定める必要な点検資格を有する者を現場作業監督者として選任すること。現場作業監督者を変更したときも同様とする。

なお、委託業務は現場作業監督者が実施すること。

(2) 点検の実施方法

委託業務の実施に当たっては、建築保全共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修平成25年版）、防火設備定期検査業務基準（一般財団法人日本建築防災協会発行）及び消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について（平成21年1月26日付け消防予第37号）に基づいて実施するものとする。

なお、二酸化炭素消火設備については、放出試験を行うこと。

(3) 点検結果の報告

消防用設備等に故障や不具合を発見したときは、直ちにその原因を調査し、その結果を報告すること。法令等で報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式で作成し、鑑を付けて提出（必要に応じて消防署等に報告）すること。

また、報告書及び報告書に添付する関係書類の提出部数は1部とする。ただし、総合点検の際は、消防署への提出と併せて3部作成する。なお、必要に応じて測定結果等を別紙として添付すること。

(4) 消火・避難訓練の対応（年3回程度）

消火・避難訓練の際には、機器の設定変更、機器操作の取扱い説明その他発注者の依頼に基づき、必要な対応を取ること。

(5) 損害賠償責任保険への加入

受注者は、契約書第12条の規定による損害賠償の義務を履行するため、次に掲げる額を限度とする責任保険に加入すること。

1 事故につき2億円（対人、対物合計）